

国交省の「団交拒否」都労委申立にあたって（声明）

本日、JAL 被解雇者労働組合（JHU）は、東京都労働委員会に対し国土交通省の「団体交渉拒否」について不当労働行為救済命令を求める申立てを行なった。

JHU は本年 4 月に結成された労働組合で、2010 年末に JAL で解雇された 165 名の内、8 名（パイロット 3 名、客室乗務員 5 名）で組織されている。

国土交通大臣は、航空法に基づき航空輸送事業者の「輸送の安全」や「事業の運営」等について管理監督する立場にあることから、JAL の大量解雇を認めた点で重大な責任がある。国土交通省が人員削減計画に基づく整理解雇について「現実的かつ具体的に支配・決定できる地位にある者」にあたり、部分的にも使用者性があることは、以下の通り明らかである。

2010 年 1 月、JAL は政府が関与かつ主導する下で、会社更生法を適用する「プリパッケージ型」の法的整理で経営破綻と再建が進められてきた。2010 年 8 月 31 日に JAL の更生計画案が提出された際に国土交通省は、「日本航空の確実な再生が図られるよう、引き続き必要な支援を行なっていくとともに、国土交通省としてもしっかりと指導・監督を行なっていく」と記者発表している。その後、2012 年 11 月には「日本航空の再生について」と題して、2009 年 4 月から 2012 年 9 月の株式再上場までの取組み状況を明らかにしている。また、解雇問題については、2012 年 4 月 11 日の衆議院国土交通委員会で、前田国土交通大臣が「会社において解決を図っていただきたいという立場で見守っていききたいし、指導もしていきたい」と答弁している。

JAL の解雇争議は間もなく 11 年になる。この間 2 つの裁判で争われた。また ILO から 4 次に互る勧告も出された。2018 年 4 月に赤坂社長が「出来るだけ早期に解決したい」と表明してから 3 年 7 カ月が経過しているが、労使交渉での解決の見通しは立っていない。

こうした膠着状況を打開するため、JHU は争議の早期解決を求めて 9 月 15 日と 10 月 26 日の両日、国土交通大臣に団体交渉を申入れた。国土交通省は 9 月 15 日の要請文書については受理したものの、「個別企業の問題であり、JAL に対応すべき問題である。行政として対応するのは適切ではない」との立場に立って以後、要請文書の受け取りを拒否している。

JHU は長引く争議を解決することは、安全運航の基盤となる労使関係の改善に寄与するものとする。国土交通省は労働委員会の判断を待つまでもなく、JAL 争議解決に向けて当労組との団体交渉に応じるべきである。

以上

2021 年 12 月 9 日

JAL 被解雇者労働組合（JHU）